

## 2020年（令和2年）第9回総会議事録

- 1 告示年月日 2020年（令和2年）9月16日
- 2 通知年月日 2020年（令和2年）9月16日
- 3 開催年月日 2020年（令和2年）9月30日（水）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 東棟3階 301会議室
- 5 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について  
議案第4号 非農地証明について  
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
議案第6号 福山市農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について
- 6 協議事項  
福山市農地利用最適化推進委員の募集について
- 6 報告事項  
(1) 農地法等に関わる専決処分・届出等について  
(2) 農業委員会の委員の選任及び募集について
- 7 出席委員  
1番 坂本 忠士      3番 土屋 智樹      4番 渡壁 則人      6番 谷邊 博人  
7番 岡本 卓也      10番 安原 理雄      13番 山本 明      14番 須藤 薫雄  
15番 谷本 耕造  
以上9名
- 8 欠席委員  
2番 佐藤 眞子      5番 山本 信之      8番 小林 輝仁      9番 寶諸 孝也  
11番 下江 京子      12番 河村 昇  
以上6名
- 9 その他の出席者  
0名
- 10 事務局出席職員  
事務局長      池田 昌弘      事務局次長      瀧川 滋雄  
松永出張所      花田 宏      神辺出張所      杉原 信弘  
北部出張所      藤井 裕美      新市出張所      山本 隆博  
事務局      藤井 勝俊  
以上7名

11 議事内容

午前 10時00分開会

事務局長	<p>ただいまから、2020年（令和2年）第9回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>谷邊会長，会議の進行をお願いします。</p>
会 長	<p>—開会挨拶—</p>
議 長	<p>それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p> <p>最初に，総会の成立を申し上げます。委員総数15名のうち，出席委員9名，欠席委員6名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議席番号3番 土屋 智樹 委員と議席番号14番 須藤 薫雄 委員をお願いします。</p> <p>議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>2020年（令和2年）第9回総会議案書追加・訂正事項をご覧ください。</p> <p>2020年（令和2年）第9回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。議案書（別冊）7ページ25番の備考欄に「(期間3年間)」を追記。次に10ページ7番の施設欄「庭敷の拡張」を「露天駐車場及び家庭菜園」に訂正。次に11ページ11番の備考欄に「所要面積：1,097平方メートル 併用地：211平方メートル」を追記。次に12ページ6番の利用状況欄「平成20年頃」を「平成10年頃」に訂正。次に15ページ2番の被相続人欄「高西町○○○○番地○」を「高西町川尻○○○○番地○」に訂正。以上です。</p>
議 長	<p>それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>
議 長	<p>東部地区の報告をお願いします。</p>
1番 (坂本)	<p>それでは，東部地区の審議内容について報告します。</p> <p>東部地区では，9月24日木曜日，午前9時00分から関係者により現地調査を行い，午前11時00分から地区協議会員7名全員の出席により，市役所 東棟305会議室で協議会を開催しました。</p>

	<p>審議した案件は、議案第1号3件、議案第3号2件、議案第4号1件、議案第5号1件、の合計7件です。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」別冊1ページ1番から3番について報告します。</p> <p>1番と2番は関連案件です。南蔵王町二丁目の譲受人は兼業農家です。1番の申請地は父から畑1筆、2番の申請地は母から畑1筆、合計2筆で351㎡を贈与により譲り受け、農業を継承していくものです。</p> <p>1番の申請地では柿を、2番の申請地では野菜を栽培しており、引き継いでいきます。1番の場所は福山市民病院の北西700mの所です。2番は福山市民病院の東500mの所です。</p> <p>3番です。御幸町の農業者は自宅の北隣にある申請地の田2筆、472㎡を東川口町の譲渡人から譲り受け経営規模を拡大するものです。御幸町大字下岩成字平柳〇〇〇－〇では水稻を栽培し、その南隣地の〇〇〇－〇では野菜の栽培を行うものです。場所は御幸小学校の西800mの所です。</p> <p>いずれの案件も譲受人は、農作業経験もあり、必要な農機具・労働力も確保されており、下限面積も超えていることから許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
4 番 (渡壁)	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、9月25日の午後1時10分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中9名の出席により、議案第1号2件、議案第3号3件、議案第4号5件、合計10件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4番から5番について報告します。</p> <p>4番は、瀬戸町の受人が、神辺町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>5番は、赤坂町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
7 番 (岡本)	<p>松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、9月25日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、</p>

<p>議長</p> <p>10番 (安原)</p>	<p>午前11時から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名中6名の出席により、議案第1号7件、議案第3号3件、議案第4号4件、議案第5号1件、合計15件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6番から12番について報告します。</p> <p>6番と7番は関連案件です。神村町の受人が、6番で東村町の渡人から、7番で今津町六丁目の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするものです。野菜を栽培する計画です。</p> <p>8番は、尾道市高須町の受人が、同町の渡人から贈与により譲受け、経営規模の拡大をするものです。野菜を栽培する計画です。</p> <p>9番は、神村町の受人が、同町の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするものです。野菜を栽培する計画です。</p> <p>10番から12番は関連案件です。金江町の受人が、同町の渡人と使用貸借権を設定し、新規就農をするものです。野菜やイチジクを栽培する計画です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p> <p>北部地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、9月25日の午後12時00分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名のうち8名の出席により、議案第1号5件、議案第2号1件、議案第3号1件、議案第4号7件の合計14件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊4ページの13番から5ページの17番について報告をします。</p> <p>13番は、芦田町の譲渡人が、同町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>14番は、山野町の譲渡人が、同町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>15番は、山野町の譲渡人が、同町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、水稻及び野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>16番は、山野町の譲渡人が、同町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>17番は、新市町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p>
-------------------------------	---

	<p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>1 3 番 (山本 明)</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p> <p>神辺地区の審議内容について報告します。  神辺地区では、9月25日、午前9時から現地調査を行い、午前10時から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号8件、議案第3号2件、議案第4号1件の合計11件について、審議しました。  それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ18番から7ページ25番について報告します。  18番は、川南の譲受人が木之庄町五丁目の譲渡人から川南の田 4筆 合計2,057㎡を譲り受けて果樹栽培をして新規就農をするものです。  19番は、湯野の譲受人が農業後継者のいない湯野の譲渡人から湯野の田、1筆318㎡を譲り受けて、畑として耕作し、季節野菜の栽培をして経営規模の拡大を図るものです。  20番から22番は、関連案件です。  西中条の譲受人が、20番と21番では、西中条の田1筆1,221㎡と畑2筆合計489㎡について、親族で農業後継者のいない西中条と東深津町七丁目の譲渡人からそれぞれ持分百二十六分の十九を贈与により譲り受けて、22番では、21番の東深津町七丁目の譲渡人から持分二千三百九十四分の十九を贈与により譲り受けるものです。  23番は、道上の田、2筆合計1,086㎡について、遠方に居住し農業後継者のいない広島市東区の譲渡人から道上の譲受人が譲り受けて水稻を栽培し、経営規模拡大を図るものです。  24番と25番は関連案件です。  伊勢丘八丁目の受人が、万能倉の渡人から、24番では平野の畑 2筆 合計111㎡を贈与により譲り受け、25番では平野の田1筆901㎡について、期間3年間の使用貸借権を設定して借り受けて、それぞれ水稻・季節野菜の栽培をして新規就農をするものです。  いずれも申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。  ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>事務局から補足説明等があればしてください。</p> <p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又</p>

	<p>は取得後の全ての農地を利用する計画であり，機械・労働力・技術などに問題はなく，農業委員会が定める下限面積を超えていることから，農地法第3条第2項各号には該当せず，許可要件をすべて満たしています。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等無し —</p>
議長	<p>質問等がないようですので，採決します。 議案第1号について，原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により，議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に，議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>
議長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
4番 (渡壁)	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊8ページの1番について報告します。 1番は，駅家町の申請人が，申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は，ふたば保育所の西，約350メートルのところですが。 現地調査をしましたが，日照・排水等，周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから，許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号の1番は，農用地区域内農地，甲種農地，第1種農地，第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため，その</p>

	<p>他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙，農地転用許可申請に係る調査書のとおり，農地転用許可基準の要件を満たしており，申請は，適正かつ適法であり，事業規模からみて適切な面積で，周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお，議案第2号には，常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等無し —</p>
議長	<p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第2号について，原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により，議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に，議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p>
議長	<p>東部地区の報告をお願いします。</p>
1番 (坂本)	<p>それでは，議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊9ページ1番及び2番について報告します。</p> <p>1番と2番は関連案件です。</p> <p>千田町で建設業を営む譲受人は露天駐車場や露天資材置場が必要なため，農業後継者がいない譲渡人2人から申請地である現況畑で野菜を耕作中の3筆，所要面積710.9㎡を譲り受け，建設業をしていくものです。場所は千田浄水場の南150mの所です。</p> <p>以上，現地確認を行いました，いずれも日照・排水に問題なく，周辺の営農条件にも支障のないことから，転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>

<p>4 番 (渡壁)</p>	<p>議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 3 番から 5 番について報告します。</p> <p>3 番は、赤坂町の受人が子の所有権持分を譲り受け、売電用太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、蓮花寺池の北、約 3 0 0 m です。</p> <p>4 番は、多治米町の法人が、岡山県倉敷市の渡人から申請地を譲り受け、建売住宅 1 棟を建築するものです。場所は、箕島小学校の北西、約 2 0 0 m です。</p> <p>5 番は、箕島町の受人が、新涯町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。場所は、箕島小学校の北、約 9 0 0 m です。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>7 番 (岡本)</p>	<p>議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 6 番から 8 番について報告します。</p> <p>6 番は、北吉津町三丁目の法人が、神村町の渡人から譲受け、露天駐車場を設置するものです。場所は、羽祢尾池から南東へ約 2 3 0 m のところです。</p> <p>7 番は、神村町の受人が、同町の渡人から譲受け、露天駐車場と家庭菜園を設置するものです。場所は、羽祢尾池から南東へ約 2 5 0 メートルのところ です。</p> <p>8 番は、柳津町の受人が、東京都世田谷区の渡人から譲受け、露天資材置場を設置するものです。場所は、新池五差路交差点から北西へ約 3 0 0 m のところ です。なお、すでに資材置場として使用されていたため、顛末書の提出を受けております。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>1 0 番 (安原)</p>	<p>議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊 1 1 ページの 9 番について報告します。</p> <p>9 番は、岡山市の借受人夫婦が、申請地に使用貸借権を設定して、芦田町の貸出人である母から申請地を借受け、分家住宅を建築するものです。場所は、福相小学校の南、約 2 0 0 メートルのところ です。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします</p>



<p>13番 (山本 明)</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決について」11ページ10番と11番について報告します。</p> <p>10番は、平野の法人が申請地である上御領の田1筆505㎡について、上御領の譲渡人から譲り受けて、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>11番は、南手城町四丁目の法人が、福岡市南区の譲渡人から平野の田1筆886㎡を譲り受けて、雑種地211㎡と併せた所要面積1,097㎡を露天資材置場として整備確保するものです。</p> <p>なお、10番については、既に5条許可を受けていましたが、35ページ2番で許可の取り消しをし、改めて許可申請されたものです。</p> <p>現地調査を行いました。いずれの案件も日照・排水について支障なく、周辺の営農への影響についても問題ないと思われることから転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号の4番は、昭和39年度から昭和41年にかけて箕島町釣ヶ端新開地区として実施された農業構造改善事業により整備された第1種農地です。また、6番、7番、8番は第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、「相当数の街区を形成している区域」と認められるため、第2種農地として判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、4番は第1種農地のため常設審議委員会への意見聴取案件です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等無し —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p>

	<p>議案第3号の4番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第3号の4番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>
1番 (坂本)	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊12ページ1番について報告します。</p> <p>1番は春日町浦上の申請人が申請地の畑、1筆、39㎡へ昭和51年頃から高床式の堀車庫として利用し、現在に至っています。申請地は市街化調整区域であり、春日小学校の西約300mの所です。</p> <p>現地確認しましたが、農地性はなく、農地への復旧は困難なため、非農地証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
4番 (渡壁)	<p>議案第4号「非農地証明について」の2番から6番について報告します。</p> <p>2番は、草戸町の申請人が、昭和47年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となっております。場所は、蓮花寺池の南西、約200mです。</p> <p>3番は、霞町の申請人が、昭和46年3月頃から住宅敷地として利用し、現在に至っております。場所は、津之郷小学校の北、約200mです。</p> <p>4番は、熊野町の申請人が、平成9年5月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。場所は、熊野水源池の南東、約2kmです。</p> <p>5番は、水呑町の申請人が、昭和38年、昭和46年、または昭和50年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。場所は、福山商業高校の南東、約300m及び約1200mです。</p> <p>6番は、当該成年被後見人が、平成10年頃から露天資材置場として利用し、現在に至っております。場所は、福山商業高校の南東、約800mです。</p> <p>なお、4番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元</p>

	<p>も困難であり，証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
7 番 (岡本)	<p>それでは，議案第 4 号「非農地証明について」の 7 番から 1 0 番について報告します。</p> <p>7 番は，神村町の申請人が，昭和 4 5 年頃から耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂して山林となったものです。場所は，スリコバチ池から，西へ約 2 1 0 m のところです。</p> <p>8 番は，藤江町の申請人が，昭和 4 5 年頃から進入路として使用されていたものです。場所は，藤江保育所から，西へ約 2 1 0 m のところです。</p> <p>9 番は，尾道市美ノ郷町の申請人が，昭和 4 7 年から住宅敷地として使用されていたものです。場所は，菅迫池から，東へ約 1 8 0 m のところです。</p> <p>1 0 番は，金江町の申請人が，昭和 4 5 年頃から耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂して山林となったものです。場所は，金江小学校から，東へ約 4 8 0 m のところです。</p> <p>なお，7 番から 1 0 番は，農振農用地区域内の農地ではありますが，担当部局との調整は整っております。現地調査をしましたが，農地性がなく，農地への復元も困難であり，証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
10 番 (安原)	<p>議案第 4 号「非農地証明について」の別冊 1 3 ページの 1 1 番から 1 4 ページ 1 7 番について報告します。</p> <p>1 1 番は，加茂町の申請人が，平成 1 2 年頃から，耕作放棄していたところ，竹木等が繁茂し，原野となっております。場所は，加茂小学校の北西，約 2 k m のところです。</p> <p>1 2 番は，加茂町の申請人が，平成元年 7 月頃から，耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂し，原野となっております。場所は，広瀬小学校の南西，約 6 5 0 m のところです。</p> <p>1 3 番は，加茂町の申請人が，昭和 5 0 年頃から，耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂し，山林となっております。場所は，広瀬小学校の西，約 5 0 0 m のところです。</p> <p>1 4 番は，駅家町の申請人が，平成 1 5 年 3 月頃から，耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂し，原野となっております。場所は，服部公民館の北西，約 1 . 5 k m のところです。</p> <p>1 5 番は，駅家町の申請人が，昭和 6 0 年頃から，隣接する祠への参拝者用駐</p>

	<p>車場として利用し、現在に至ります。場所は、駅家南中学校の西、約300mのところでは。</p> <p>16番は、広島市の申請人が、昭和60年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となっております。場所は、網引小学校の東、約600mのところでは。</p> <p>17番は、広島市の申請人が、昭和60年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となっております。また、一部は、平成5年頃から墓地として利用し、現在に至ります。場所は、網引小学校の東、約800mのところでは。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	神辺地区の報告をお願いします
13番 (山本 明)	<p>18番は、下竹田の申請人が、申請地である下竹田の畑1筆284㎡について平成元年4月頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し山林となったものです。</p> <p>現地確認しましたが、農地への復元は困難で継続して利用することができないと見込まれることから非農地証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 質問等無し —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。
議 長	次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。
議 長	東部地区の報告をお願いします。

<p>1 番 (坂本)</p>	<p>それでは、議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の別冊 1 5 ページ 1 番について報告します。</p> <p>申請地の草戸町〇丁目〇〇〇-〇の田，現況は畑，1，067㎡について，草戸町二丁目へ住む農業相続人が相続税の納税猶予の特例適用を受けるものです。</p> <p>申請地は草戸大橋の東詰めの北500mの所で，市街化区域内の農地です。</p> <p>必要な農機具や農業技術もあり，20年以上の耕作意欲も強くあることから相続税の納税猶予に関する適格者であると判断しました。</p> <p>なお，申請地について申請人の持ち分は2分の1であるため，相続税の納税猶予額は2分の1になります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>7 番 (岡本)</p>	<p>それでは、議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の 2 番について報告します。</p> <p>2 番は高西町の相続人である子が，同町の申請地の田 1 筆 1，098㎡，畑 1 筆 578㎡を相続税の納税猶予特例適用の申請農地として利用するものです。</p> <p>申請農地は耕作されており，農地として適正に管理されています。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等無し —</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第 5 号について，原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手により，議案第 5 号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に，議案第 6 号「福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について」を上程します。</p> <p>担当課より説明してください。</p>

農地課

農業振興制度を担当している藤岡です。今回の案件について説明します。「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき農用地利用計画を変更するものです。この法律は、まとまりのある優良な農地を計画的に確保・保全するため、農業以外の土地との利用調整を図りながら、農地として利用すべき土地の区域を定めているものです。

農業振興地域内において、農用地を指定した区域は、農地以外に利用できないこととなっておりますが、やむを得ない理由により、農地以外に利用する必要がある場合には、あらかじめ、その農地を、農用地区域から除外する必要があります。

除外にあたっては、「農用地区域内の農地以外に代替する土地がないこと」、「農用地の集団化・農作業の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと」、「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障がないこと」、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障がないこと、「土地改良事業等の工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していること」の5要件、並びに、「不要不急のものでないこと」、「他法令の許可等の見込みがあること」、及び、本市独自に基準を定めた「農業振興地域整備計画にかかる農用地利用計画の変更事務取扱要領」による「申出資格」、「面積」等の要件の全てを満たしていることが条件となります。

今回は、年2回の申出のうち、6月30日を締切りとして受付けた申出分126件について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、諮問させていただきます。

変更内容について概要を申し上げますので、別冊資料1ページの「1. 農用地利用計画変更状況」の「(1) 重要変更」の欄をご覧ください。今回の農用地区域からの除外については、126件、225筆、101,767.74平方メートルです。

この内、55件142筆、61942.94平方メートルについては非農地証明、4件4筆2,400平方メートルについては非農地判断による除外です。

2ページの「(2) 軽微変更」についてです。用途区分の変更については、1件、1筆、98平方メートルとなっております。

3ページの「(3) 農用地区域への編入」についてです。編入は1件、1筆、682平方メートルとなっております。

4ページには、変更理由別件数等の内訳を記載しております。

重要変更の変更理由として主なものは、資材置場22件、駐車場15件、分家住宅10件となっております。

(2)の軽微変更については、農用地から農業用施設に用途区分を変更

	<p>するものであり，除外に当たるものではありません。</p> <p>5 ページから 20 ページには重要変更に係るもの，21 ページは軽微変更に係るものを記載しています。</p> <p>22 ページは農用地区域への編入に係るものを記載しています。</p> <p>本日の諮問に対する答申をいただいた後，公告，30 日間の縦覧期間，15 日間の異議申立期間，広島県への本協議等，所定の手続きを経て，農業振興地域整備計画の変更が決定されます。 以上です。</p>
議 長	<p>議案第 6 号について，これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は，挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等無し —</p>
議 長	<p>質問等もないようですので，採決します。</p> <p>議案第 6 号について，原案に異議がない場合は，挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により，議案第 6 号は，「諮問のとおり変更することに異議がない旨」を答申します。</p>
議 長	<p>次に，協議事項「福山市農地利用最適化推進委員の募集について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>「福山市農地利用最適化推進委員の募集について」説明します。</p> <p>推進委員の募集は，15 ページから 18 ページの，「募集のご案内」の公表，配布により行います。</p> <p>15 ページ「1 推進委員の募集人数，任期等」をご覧ください。</p> <p>(1) 募集人数は 30 人です。</p> <p>(2) 募集地区の詳細については 18 ページに記載しております。</p> <p>(3) 任期は，委嘱の日（2021 年（令和 3 年）5 月 1 日）から農業委員の任期満了日（2024 年（令和 6 年）4 月 30 日）までです。</p> <p>(4) 身分は，福山市の特別職の非常勤職員となります。</p> <p>(5) 報酬は，月額 44,800 円で農業委員と同額です。</p> <p>次に「2 活動内容（予定）」です。8 項目を挙げています。推進委員の活動は現場が主体となります。また，推進委員の活動は，3 の秘密保持義務が発生します。</p>

	<p>16ページ「4 推薦を受ける者及び応募する者の資格」をご覧ください。農業委員会法第18条第4項により（1）または（2）に該当する方は、委員とすることができません。また、※のとおり農業委員と推進委員の両方に申し込みはできますが、兼務はできません。</p> <p>次に「6 推薦の手続」「7 応募の手続」です。申込書は、持参又は郵送により本庁の農業委員会事務局へ提出することとしています。出張所では受け付けません。</p> <p>次に「8 推薦・応募の受付期間」です。11月2日から30日を受付期間としています。</p> <p>次に「9 募集案内及び申込書の入手方法」です。申込書は、窓口での配布と農業委員会のホームページからのダウンロードにより行います。</p> <p>17ページをご覧ください。「11 選考結果の通知」です。選考結果は、推薦者と応募者へ通知します。</p> <p>次に「12 申込者等に関する情報の公表」です。受付期間の中間と締め切り後の2回、農業委員会ホームページに申込者等の情報を公表します。</p> <p>公表事項は、農委法施行規則第12条第1号により（1）から（6）の事項になります。</p> <p>次に「14 申込書の提出先、問合せ先」です。農業委員会事務局が窓口です。</p> <p>21ページからは、申込書です。21ページ、22ページは、法人その他の団体が推薦を行う際に使用する様式第1号です。</p> <p>23ページ、24ページは、3人以上の個人が推薦する際に使用する様式第2-1号です。</p> <p>25ページは、個人の推薦者が連名するための様式2-2号です。</p> <p>27ページ、28ページは、応募する個人が使用する様式第3号です。</p> <p>29ページから31ページは申込書の記載例です。</p> <p>33ページは、様式第1号、様式第2-1号に推薦理由を記載しきれない場合、35ページは様式第3号に応募する理由が記載しきれない場合などにそれぞれ使用する別紙です。</p> <p>なお、この案内は、協議いただいた後、表現など若干修正する場合がありますので予めご了承くださいと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等無し —
議 長	質問等がないようですので、次に、報告事項の（1）「農地法等に関わ



事務局	<p>る専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p> <p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の16ページから20ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、17件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、21ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、22ページから29ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条4件、5条30件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、30ページと31ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し転用するものです。認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。9件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、32ページと33ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が6件ありました。</p> <p>次に、34ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から3件の照会がありました。現地確認の結果、農地性はなく非農地として確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、35ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、2件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等無し —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、次に、報告事項の（2）「農業委員会の委員の選任及び募集について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>「農業委員会の委員の選任及び募集について」説明します。</p>

	<p>議案書の 37 ページをご覧ください。</p> <p>選任については、「福山市農業委員会の委員の選任に関する要綱」に基づき選任します。要綱は 38 ページから 40 ページです。</p> <p>推薦または、募集に応じた委員候補者の評価は「福山市農業委員候補者評価委員会」で行います。設置要綱は 41 と 42 ページです。</p> <p>37 ページをご覧ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 募集人数は 15 人です。</li> <li>2 募集期間は 11 月 2 日から 30 日までです。</li> <li>3 周知方法は市のホームページ及び広報紙で行います。</li> <li>4 募集案内は 43 ページから 46 ページのとおりです。</li> <li>5 案内の配布場所は農地課及び各建設産業課。またはホームページからのダウンロードで行います。</li> <li>6 提出場所は農地課としております。また、49 ページから 63 ページが申込用紙及び記入例となっています。説明は以上です。</li> </ol>
議 長	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等無し —</p>
議 長	<p>質問等もないようですので、以上をもちまして 2020 年（令和 2 年）第 9 回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は 10 月 30 日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
事務局	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前 10 時 50 分閉会